

(6) 住宅用地の取得に係る不動産取得税の減額措置の拡充

(不動産取得税)

内 容

土地取得者が所有する土地に当該取得者以外の者が住宅を新築する場合及び土地取得者から土地を取得した者が住宅を新築する場合について減税措置の適用対象を拡大する。

(参 考)

改正制度の概要

土地の流動化と住宅投資の促進を図るため、減額措置(住宅用地の取得に係る税額の1/4を減額、住宅床面積の2倍(200㎡限度)までの税額を控除)の適用要件を緩和する。